

議 事 日 程 (1)

平成23年12月7日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定について

第2 会議録署名議員の指名について

第3 町長提出議案 第51号 芦屋町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第4 町長提出議案 第52号 芦屋町乳幼児・子ども医療費助成事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

第5 町長提出議案 第53号 芦屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第6 町長提出議案 第54号 芦屋町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第7 町長提出議案 第55号 平成23年度芦屋町一般会計補正予算(第4号)について

第8 町長提出議案 第56号 平成23年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

第9 町長提出議案 第57号 平成23年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算(第1号)について

第10 町長提出議案 第58号 平成23年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算(第2号)について

第11 町長提出議案 第59号 町道の路線認定について

第12 請 願 第4号 農林漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する国への意見書の提出を求める請願について

第13 請 願 第5号 「子ども・子育て新システム」に関する意見書の提出を求める請願について

第14 請 願 第6号 郵政改革法案の早期成立に関する国への意見書の提出を求める請願について

第15 発 議 第6号 健全な国民健康保険制度の構築を求める意見書について

1 番 松上 宏幸 2 番 内海 猛年 3 番 刀根 正幸 4 番 妹川 征男
5 番 貝掛 俊之 6 番 田島 憲道 7 番 辻本 一夫 8 番 小田 武人
9 番 今井 保利 10 番 川上 誠一 11 番 益田美恵子 12 番 中西 定美
13 番 横尾 武志

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美 書記 井上 康治 書記 志村 裕子

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	仲山武義	会計管理者	狩集喜美子	総務課長	小野義之
企画政策課長	吉永博幸	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	大石眞司
税務課長	境 富雄	環境住宅課長	入江真二	住民課長	武谷久美子
福祉課長	松田義春	地域づくり課長	中西新吾	学校教育課長	岡本正美
生涯学習課長	本田幸代	病院事務長	森田幸次	管理課長	大長光信行
事業課長	藤崎隆好	管理課付課長	濱村昭敏		

午前10時00分開会

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま出席議員は13名で、会議は成立いたします。

よって、ただいまから平成23年芦屋町議会第4回定例会を開会いたします。

お手元に配付しております議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

----- . ----- . -----
日程第1. 会期の決定について

○議長 横尾 武志君

では、日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、12月7日から12月20日までの14日間
といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

----- . ----- . -----
日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長 横尾 武志君

次に、日程第2、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第120条の規定により、6番、田島
議員と7番、辻本議員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。

○議長 横尾 武志君

日程第3、議案第51号から日程第10号、発議第6号までの各議案については、
この際、一括議題とし、上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の
説明を求めた後、請願の紹介議員及び発議の提出議員に趣旨説明及び提案理由の説明
を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。

早速でございますが、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を
ご説明申し上げます。

まず、議案第51号の「芦屋町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する
条例の制定」につきましては、現在の「乳幼児医療費支給制度」の内容を町は独自
拡大し、「乳幼児・子ども医療費支給制度」へ変更を行います。小学1年生から
中学3年生までを「子ども」として新たな対象者として加え、小学1年生から3年
生までの間を、入院・入院外ともに無料とし、小学4年生から中学3年生までの間

を入院のみ無料とする制度の拡大を行うものでございます。

議案第52号の「芦屋町乳幼児・子ども医療費助成事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定」につきましては、「芦屋町乳幼児医療費支給制度」の内容を町独自で拡大することに伴い、乳幼児・子ども医療費助成事業基金を設置するものでございます。基金の財源としましては、「特定防衛施設周辺整備調整交付金」の一部を活用するようにしております。

議案第53号の「芦屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、芦屋町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部改正に関連して、小学1年生から3年生までの間を入院・入院外ともに無料とし、小学4年生から中学3年生までの間を入院のみ無料とする制度の拡大を行うため、一部改正を行うものでございます。

議案第54号の「芦屋町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正に伴い、表記内容の変更を行うものでございます。また、議案第53号の改正趣旨と同様に、一部改正を行うものでございます。

議案第55号の「平成23年度芦屋町一般会計補正予算（第4号）」につきましては、歳入歳出それぞれ7,000万円の増額補正を行うものでございます。歳入につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金や芦屋町地域活性化基盤整備基金繰入金を増額するほか、福岡県市町村振興協会市町村交付金を計上しております。また、財政調整基金繰入金を減額措置しております。

歳出につきましては、芦屋町乳幼児・子ども医療費助成事業基金創設に伴います基金積立金を計上するほか、松くい虫等被害木対策として、森林整備加速化・林業再生事業委託や鶴松墓地等の被害木伐倒業務委託を措置しております。また、マリントラスあしやの整備のため、国民宿舎特別会計繰出金を措置しております。

議案第56号の「平成23年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入では、追加交付決定による過年度分療養給付費等交付金の増額を計上し、歳出では、一般被保険者高額療養費の増額、退職被保険者等高額療養費の増額、前期高齢者納付金の増額等を計上いたしております。

議案第57号の「平成23年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入では、芦屋町地域活性化基盤整備基金の一部を一般会計から繰り入れ、歳出では、マリントラスあしや廊下床等改修工事費を計上いたしております。

議案第58号の「平成23年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第2号）」につきましては、収入では、電話投票及び場間場外発売の売り上げなどの営業収益の増額を計上し、支出では、発売日数の6日増に伴う賞金及び営業収益の増額に伴う、開催費、場外発売受託事業費などの営業費用の増額を計上いたしております。

議案第59号の「町道の路線認定」につきましては、「芝の元5号線から7号線」及び「新浜口町1号線から4号線」を町道として認定するため、議決をお願いするものでございます。

以上、簡単であります。提案理由のご説明を終わります。

なお、詳細につきましては、質疑の折にご説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

以上で、提案理由の説明は終わります。

次に、10番、川上議員に請願第4号及び請願第5号の趣旨説明を求めます。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

おはようございます。

請願第4号を読み上げまして、説明いたします。

農林漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する国への意見書の提出を求める請願。請願趣旨。1、農林漁業に使用する軽油にかかる軽油引取税の免税措置について恒久化すること。2、農林漁業用A重油にかかる石油石炭税の免税還付措置について恒久化すること。3、地球温暖化対策税については農林漁業者の負担が一層ふえることのないように万全の措置を講じること。特に、燃油への課税については、A重油に限らず、軽油も含めて、油種にかかわらず負担増を回避するよう措置すること。

請願理由。農業漁業においては、コストに占める燃油のウエートは極めて大きいことから、我が町の農林水産業は、かねてからの生産物や魚価の下落に加えて、燃油高騰が継続する中で、ここ数年で急速に疲弊してきました。

さらに追い打ちをかけるように、今回、東日本大震災の大打撃に加え、原発事故にも見舞われ、農林漁業経営は、より深刻の道を深めています。

このような中、町民に対する農林水産物の安定供給とともに、これに不可欠の前提となる農林漁業者の経営安定を維持するために、農業用軽油や漁船用軽油にかかる軽油引取税の免税を初めとする免税制に係る措置を国に対して要望するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

続きまして、請願第5号を読み上げまして、説明いたします。

「子ども・子育て新システム」に関する意見書提出を求める請願書。

請願の趣旨、要旨。1、国に対して「子ども・子育て新システム」に関する意見書を提出してください。

請願理由。子どもたちは、どんな地域、どんな家庭に生まれても、健やかに育つ権利が等しく保障されていなければなりません。現行保育制度は、憲法25条、健康で文化的な最低限の生活保障、児童福祉法2条、国と自治体の児童育成の責任、児童福祉法24条、市町村の保育自主責任に基づいて国と自治体の公的責任、最低基準の遵守、公費による財源保障と応能負担を制度の柱にしています。

しかし、現在政府においては、待機児童解消と、すべての子どもへの切れ目のないサービス保証を理由に、「子ども・子育て新システム」を検討。去る7月29日少子化社会対策会議において、その「子ども・子育て新システム」中間等まとめが出されました。この保育制度改革案は、直接契約、直接補助方式を導入し、公的責任の縮小、最低基準の緩和、応益負担原則の導入による保護者負担増など、国民の願いとは逆行する内容となっており、保護者の不安は少なくありません。

多くの保育所運営者からも反対の声が上がっています。さらにこうした子どもの発達保障にかかわる制度を税源確保も不明確なまま、国の責任を外し、地方にゆだねるとしています。既に子どもの生活環境に最低限必要だとされていた最低基準は、地域主権の一括法で、地方条例化することが決定され、このままでは、財政状況も厳しい中では、市町村の保育実施責任も大幅に後退させる結果となりかねません。

保育の地域格差も広がり、市場化された「子ども・子育て新システム」のもとで

は、家庭の経済状況によって受ける保育のレベルにも格差が生じることとなります。

今、必要なことは、制度の改革を迅速に進めるのではなく、国と地方自治体の責任を明記した現行保育制度の充実を図り、子どもの健全な育成を図ることです。

つきましては、定例議会より国に対して「子ども・子育て新システム」に関する意見書を採択してくださいますようお願いいたします。

以上でございます。よろしくご審議願います。

○議長 横尾 武志君

以上で、川上議員の趣旨説明は終わりました。

次に、2番、内海議員に請願第6号の趣旨説明を求めます。内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

おはようございます。2番、内海でございます。

請願第6号郵政改革法案の早期成立に関する国への意見書の提出を求める請願の趣旨説明につきましては、請願第6号の内容を朗読し、趣旨説明とさせていただきます。

請願の趣旨。これまで、郵便局は地域社会において、情報、安心、交流の拠点としての役割を担っており、地域住民の利便性の増進等に大きく貢献してきました。

ところが、平成19年10月郵政民営化に伴い、郵便、郵便貯金、簡易保険の、いわゆる郵政3事業は、持ち株会社である日本郵政株式会社のもとに4つの会社に分社化されました。

民営分社化後の状況をみると、郵便を配達していた社員に貯金や保険の取り扱いを依頼できない。郵便局へ郵便配達等に関する問い合わせができない。窓口手続きが煩雑かつ待ち時間が長くなった。各種手数料が上がったなど、さまざまなサービス低下が生じ、地域住民から不満の声が多く寄せられています。

また、現行の民営化法には、郵便事業は全国一律のサービスを維持することは明記されていますが、貯金や保険のいわゆる金融サービスについてはユニバーサルサービスが義務づけられておらず、法律の上では何らの保障もされていません。将来的には、貯金や保険が提供されない郵便局があらわれ、公共性や地域性が失われるおそれがあります。

これらの不満、不安を解消するため、昨年4月、郵政改革法案が閣議決定され、通常国会に提出されましたが、以後の秋の臨時国会、本年の通常国会と、いまだ成立しておらず、たなごらしの状態が続いています。

全国2万4,000に及ぶ郵便ネットワークは、国民共有の財産であり、生活に必要なライフラインでもあります。

今後も郵便、貯金、保険のサービスは、将来とも郵便局において確実に提供され、地域住民の利便に支障が生じないようにしていただくためにも、一刻も早い郵政改革法案の成立を国に対して要望するものであります。

以上につきまして、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関に意見書を提出していただきますようお願いいたします。

請願項目。1、郵政改革法案の早期成立を実現させること。

以上、請願第6号の内容を読み上げて、趣旨説明といたします。どうぞよろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

以上で、内海議員の趣旨説明は終わりました。

次に5番、貝掛議員に、発議第6号の提案理由の説明を求めます。貝掛議員。

○議員 5番 貝掛 俊之君

皆さん、おはようございます。

発議第6号健全な国民健康保険制度の構築を求める意見書について。

意見書(案)を朗読しまして、趣旨説明とさせていただきます。

国民健康保険制度は、昭和36年に国民皆保険達成以来、我が国の医療保険の礎として重要な役割を担い、地域住民の医療の確保と健康の保持、増進に大きく貢献してきました。

しかし、少子高齢化の急速な進展、長引く経済不況による保険税の減収や医療技術の進歩等により、医療費の増数により、国民健康保険制度の財政状況は極めて厳しい状況にあります。

本町においても、保険税の確保が困難になる半面、医療費の高騰により、極めて厳しい財政運営を余儀なくされています。

本来、保険税は、保険給付費の2分の1を賄うことが原則となっていますが、高齢者、年金生活者の割合が高い本町では、加入者の平均所得が低く、また、その平均所得は年々減少しております。必要保険税の確保が極めて困難な現状にあります。

この状況は、本町の年齢構成上、一過性のものではなく、今後のさらなる悪化が懸念されるところです。

このような国民皆保険の最後のとりでたる国民健康保険制度の危機的な状況は、社会保障制度の根幹を揺るがしかねません。

よって、本町議会は、国に対して国民が安心して医療を受けることができるよう、国庫負担の引き上げを行う等、健全な国民健康保険制度の構築を図ることを強く要請いたします。

以上をもちまして、意見書の趣旨説明とさせていただきます。どうぞ、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

以上で、貝掛議員の提案理由の説明が終わりました。

ただいまから質疑を行います。

まず、日程第3、議案第51号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第51号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第4、議案第52号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第52号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第5、議案第53号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第53号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第6、議案第54号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第54号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第7、議案第55号についての質疑を許します。内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

議案第55号一般会計補正予算（第4号）についての質問をいたします。

9ページ及び23ページに関連いたします。

9ページの第9目、1款1節の消防費補助金の中で、避難活動コミュニティー育成強化事業助成金が今回提示をされております。これの内容説明と合わせまして、23ページにその歳出が出ております。これの需用費委託料、備品等の詳細についてご説明をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

9ページの避難活動コミュニティー育成強化事業助成金についてご説明申し上げます。

これにつきましては、自主防災組織の事業に対する県の補助金として交付いただくもので、この財源につきましては、先ほど言われました23ページの非常勤消防費へ充当ということでございます。県の独自補助ということで、こういった組織を構成するために必要な経費として399万7,000円ということで今回予算措置をさせていただいております。

それから、23ページでございますが、これに関連しまして、現在、各自治区が、今、30区ございますけれども、それぞれ自治区におきまして、そういった自主防災組織をつくっていただきたいということで、今、進めておりまして、これに伴う経費としまして、需用費としましては、消耗品費、特にダイナモラジオライトや、合図灯、ヘルメット、こういったものにつかっていくということで考えています。

それから、委託料につきましては、一応、講演会と災害図上訓練、こういったものを2回ほどやりたいということを考えておりまして、これの講師の派遣委託ということで、委託料を組んでおります。

それから、備品購入費につきましては、折り畳みリヤカーとか、ハンディーストレッチャー、担架になるんですが、こういったものを備品を購入して各自治区に渡すということで考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

もう1点、今回、こういうような事業、助成が出ておりますが、これから今後継続されることがあり得るかどうか、それと、歳出面において、当然、これは、東北大震災の教訓を受けてのこういうような災事用だと思っておりますけれども、その場合に、どう、支援者に対する、そういうような処置といいますか、こういうようなものがこちら、予測があるかどうか、その辺もお聞かせ願います。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

継続するのかというご質問なんですけれども、今回については、設立に当たっての、県の補助金ということで、これはもう今年度限りでございます。

自治区も、すべて30区というのが結成されるかどうかというのは今のところあれですが、順次広げていくという形でいけば、そういった、こういったものをまず確

保しておいて、順次つかっていくというようなことも考えております。

それから、今後、災害に対して要援護者に関する情報とかそういったものについては、今、福祉のほうでもそういったシステムを構築中でございますので、そういったシステムを活用しながらこういった自主防災組織の中でも運用していただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

いいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第55号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第8、議案第56号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第56号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第9、議案第57号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第57号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第10、議案第58号についての質疑を許します。小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

議案第58号について、先ほどの提案理由の説明の中で、6日間の日程増というお話がございましたが、この原因といたしますか、背景といたしますか、どういう形で6日間日程増になったのかをお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

管理課長。

○管理課長 大長光信行君

事業量の開催日数の6日増ということで、今回お尋ねされておりますが、当初186日で23年度開催を予定しておりましたが、ご承知のとおり、22年度の開催日数も186でございましたが、3月の震災で6日開催ができませんでした。その分を23年度に繰り延べさしていただいて、その分を6日プラスしたということで、今回、その日程が決まりましたので190日ということでございます。

○議長 横尾 武志君

よろしいですか。

○議員 8番 小田 武人君

はい。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

今、ご説明のページ数が、これ1ページでよろしいんですかね。補正予算の1ページのほうに、今回の補正額、約90億計上されております。それで、提案理由の中では、6日間の増ということで、単純にやっても6日間なら10何億になるわけですから、当然6日間の分以外のものが計上されているという思いがしております。それで、90億の内訳といたしますか、増になった原因及び内訳の金額がわかれば

教えていただきたいと思います。

○議長 横尾 武志君

管理課長。

○管理課長 大長光信行君

今回、補正をお願いしております営業収入の関係で、90億の補正を上げております。

この内訳につきましては、1ページでいいますと、開催収入、これは芦屋開催の分の発売形態でいいますと、電話投票の売り上げの増を40億7,900万の補正を上げております。

それから、2の場外発売受託事業収入、これにつきましては、場外発売を芦屋本場、それから芦屋の専用場外でありますポートピアで場間情報行っております。

9月末の実績に基づきまして、当初予算よりかなり伸びておりますので、その実数にあわせまして、伸びている芦屋本場、それからポートピアでいいますと、勝山、高城、天文館、その3カ所が伸びておりますので、それぞれ実数にあわせまして、23億3,130万の売り上げを上げております。

で、この場間場外、当初予算又は決算の折でもよくお話してありますが、売り上げは一たん収入で入れます。そして、支出の分でこれを繰り出します。本場のほうにですね。それから、立てかえております払戻金をまた受け入れますので、ダブルカウントに約なります。それで、総額、場間場外では、44億4,816万4,000円の補正になっているということでございます。

それから、ポートピア金峰で大村競艇の二施行者であります大村競艇の開催を受託しております。その分も実数にあわせまして増額補正ということで、総額5億881万6,000円ということで、合わせて90億3,598万という内容でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

今、開催収入の40億7,900万という数字をお示しいただきましたが、これがまあ、主に電話投票ということでございますけども、大体、その当初予算で電話投票を1日当たり幾ら見込んでたのか、それが大幅に伸びたために40億という大きな金額になったと思います。

その辺のご説明とあわせまして、今回90億という収入増が伸びておりますけども、これに伴っての収益といいますか、実際の収益、幾らぐらいあるのか。もし、その辺わかれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

管理課長。

○管理課長 大長光信行君

電話投票の売り上げ増につきましては、当初予算では、1日当たり4,590万の186日で予算、当初予算上げておりました。

9月末現在まででは、約98日開催しまして、1日当たり6,600万ということで、当初予算4,590万円に対して大幅な伸びをしているということから、10月以降これを補正をするということで、前回の全員協議会のほうでもご説明しま

した財政計画で、1日当たり5,700万ということにしておりましたので、10月以降の開催日数、先ほど6日プラスした分も含めまして、残りの日数を5,700万で補正を組まさせていただいたという内容でございます。

それから、収益的なものでございますが、今回の補正は、電話投票の売り上げ増に伴う部分と、それから場間場外発売の売り上げ増に伴うものということで、ここだけ見ますと、かなりの収益が出るというんですが、現実、芦屋本場開催の売り上げ減、それからポートピアの売り上げ減、そういったものがあります。そこらあたり、今回補正上げておりませんので、収益的なものはできませんが、実数的には本場開催、年明けの1月に新鋭王座、それから2月に周年という大きなレース、控えておりますので、ここらあたりの売り上げ状況を入れたら大幅に変わるということで、今回そこらあたり見込みは、減の見込みを上げておりませんのでこういう形で出てるということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

よろしいですか。

○議員 2番 内海 猛年君

はい。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第58号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第11、議案第59号についての質疑を許します。小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

59号の町道の認定について、図面上を見ますと、浜口地域の開発されたところについての町道認定ということで上がっておるわけですが、高浜町側の整備されたところ、2路線整備されておりますけれども、これが今度、上がってないのはどういう理由かちょっとお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

高浜町側の路線の認定についてお答えします。

現在、工事完了検査は11月末に終わりました。今後は開発業者によりまして、寄附採納願が出されますので、それを町のほうで審議をいたしまして、承諾ということになりますと、町のほうに寄附採納されるという形になりますので、その時点で町のほうに登記されます。それが済みまして、芦屋町ということになりました時点で、路線認定の手続を始めたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

浜口側につきましては、聞きますところによりまして、もう販売についてはほぼ売れてしまっておるといような話も聞いておりますが、今後、高浜町側についても順次販売されるという話、聞いておりますが、そういう背景の中で、この道路認

定というのは非常に大切なことじゃないかなというふうに思っております。維持管理の関係もございますのでね。そういうことを考えるときに、いつごろの時点になるのか、もしわかりましたらお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

現在のところは、はっきりとは申し上げられませんが、議案上程としましては、3月ぐらいには、上げれるような形でとはちょっと考えております。

ただ、業者のほうからの寄附採納願というのはまだ出されておられませんので、それを見まして速やかに行いたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第59号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第12、請願第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、請願第4号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第13、請願第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、請願第5号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第14、請願第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、請願第6号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第15、発議第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、発議第6号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第3、議案第51号から日程第15、発議第6号の各議案については、別紙のとおりそれぞれの委員会に審査を付託したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、一般質問の通告は、本日午後3時までとなっておりますので、よろしくお

願いたします。
お疲れさまでした。

午前10時40分散会
